田北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

1 2

上 次

◇規 則 ページ ○ 北九州市中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則【産業経済 局中央卸売市場】 3 ○ 北九州市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則【産業 経済局中央卸売市場】 4 ◇告 示 〇 道路の区域変更【建設局総務部管理課】 5 ◇ 公 告 ○ 大規模小売店舗の変更事項の届出(3件)【産業経済局地域・観光産 業振興部商業・サービス産業政策課】 6 ○ 特定調達契約の落札者の決定(6件) 【技術監理局契約部契約課】

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市中央卸売市場条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしま した。

この規則は、令和元年7月29日から施行することにしました。

◇北九州市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市公設地方卸売市場条例の一部改正に伴い、関係規定を改めることに しました。

この規則は、令和元年7月29日から施行することにしました。

北九州市中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和元年7月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第18号

北九州市中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則 北九州市中央卸売市場条例施行規則(昭和46年北九州市規則第85号)の 一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「第41条第6項第2号ア」を「第41条第6項第2号」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第19号

北九州市公設地方卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則 北九州市公設地方卸売市場条例施行規則(平成25年北九州市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第35条第4項第2号ア」を「第35条第4項第2号」 に改め、同条第2項及び第3項を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第134号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のと おり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年7月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更 前後 の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
1 1 8 0	浅川台 42号 線	前	八幡西区浅川台三丁目97 4番35地先から 八幡西区浅川台三丁目97 2番49地先まで	6. 6 ~ 7. 6	6.0
		後	八幡西区浅川台三丁目97 4番35から 八幡西区浅川台三丁目97 2番49まで	6. 6 ~ 10. 0	6.0

北九州市公告第201号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和元年7月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめマート永犬丸 北九州市八幡西区八枝一丁目2番8号
- 2 大規模小売店舗を設置する者 株式会社ゆめマート北九州 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号 代表取締役 松本 淳
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては代表者の氏名

変更前

株式会社スーパー大栄

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 松本 淳

変更後

株式会社ゆめマート北九州

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 松本 淳

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社スーパー大栄

北九州市八幡西区中須一丁目1番7号

代表取締役 松本 淳

変更後

株式会社ゆめマート北九州 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号 代表取締役 松本 淳

- 4 変更の年月日平成31年3月1日
- 5 変更する理由 営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日平成31年4月23日
- 7 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区城内1番1号北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課
 - (2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 北九州市八幡西区役所総務企画課
- 8 縦覧期間

この公告の日から令和元年11月29日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに令和元年10月22日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年11月29日までに北九州市産 業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように 提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第202号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和元年7月29日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめマート曽根 北九州市小倉南区沼本町四丁目2番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者 株式会社ゆめマート北九州 代表取締役 松本 淳 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項ア 駐車場の位置及び収容台数
 - (ア) 変更前 店舗建物屋上 79台店舗建物西側平面 98台合計 177台
 - (イ) 変更後 店舗建物屋上 79台 店舗建物西側平面 86台 合計 165台
- 4 変更の年月日令和2年3月18日
- 5 変更する理由 営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日令和元年7月17日
- 7 縦覧場所
 - (1) 北九州市小倉北区城内1番1号北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号 北九州市小倉南区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和元年11月29日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに令和元年10月22日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年11月29日までに北九州市産 業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように 提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第203号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和元年7月29日

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめマート永犬丸 北九州市八幡西区八枝一丁目2番8号
- 2 大規模小売店舗を設置する者 株式会社ゆめマート北九州 代表取締役 松本 淳 北九州市八幡西区中須一丁目1番7号
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ア 駐車場の出入口の数及び位置
 - (ア) 変更前 駐車場敷地南側 2 箇所 駐車場敷地北西端部 1 箇所 駐車場敷地東側 1 箇所 合計 4 箇所
 - (イ) 変更後 駐車場敷地南側 2箇所 駐車場敷地北西中央部 1箇所 駐車場敷地東側 1箇所 合計 4箇所
- 4 変更の年月日 令和元年8月1日
- 5 変更する理由 安全性確保のため
- 6 届出年月日 令和元年7月22日
- 7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区城内1番1号北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和元年11月29日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに令和元年10月22日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和元年11月29日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第204号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年7月29日

- 1 物品等の名称及び数量普通消防ポンプ自動車 (CAFS付)のシャーシ 1台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地 北九州市技術監理局契約部契約課 北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年7月2日
- 4 落札者の名称及び住所 九州日野自動車株式会社北九州支店 北九州市小倉北区西港町93番1号
- 5 落札金額
 - 1,166万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日 令和元年5月22日
- 8 落札方式 最低価格による。

北九州市公告第205号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年7月29日

- 1 物品等の名称及び数量 普通消防ポンプ自動車 (CAFS付)の架装 1台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地 北九州市技術監理局契約部契約課 北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年7月9日
- 4 落札者の名称及び住所 北九州ドライケミカル株式会社 北九州市小倉北区白銀二丁目10番2号
- 5 落札金額 2,970万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日 令和元年5月22日
- 8 落札方式 最低価格による。

北九州市公告第206号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年7月29日

- 1 物品等の名称及び数量水槽付消防ポンプ自動車のシャーシ 2 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地 北九州市技術監理局契約部契約課 北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年7月2日
- 4 落札者の名称及び住所 九州日野自動車株式会社北九州支店 北九州市小倉北区西港町93番1号
- 5 落札金額 3,553万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日 令和元年5月22日
- 8 落札方式 最低価格による。

北九州市公告第207号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年7月29日

- 1 物品等の名称及び数量 水槽付消防ポンプ自動車の架装 2 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地 北九州市技術監理局契約部契約課 北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年7月9日
- 4 落札者の名称及び住所 北九州ドライケミカル株式会社 北九州市小倉北区白銀二丁目10番2号
- 5 落札金額 6,600万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日 令和元年5月22日
- 8 落札方式 最低価格による。

北九州市公告第208号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年7月29日

- 1 物品等の名称及び数量 化学消防ポンプ自動車 (IV型) のシャーシ 1 台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地 北九州市技術監理局契約部契約課 北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年7月2日
- 4 落札者の名称及び住所 九州日野自動車株式会社北九州支店 北九州市小倉北区西港町93番1号
- 5 落札金額 2,805万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日 令和元年5月22日
- 8 落札方式 最低価格による。

北九州市公告第209号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年北九州市規則第78号)第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年7月29日

- 1 物品等の名称及び数量化学消防ポンプ自動車(IV型)の架装 1台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地 北九州市技術監理局契約部契約課 北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和元年7月9日
- 4 落札者の名称及び住所 株式会社消防防災北九州営業所 北九州市戸畑区中原西二丁目3番22号
- 5 落札金額 6,149万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日 令和元年5月22日
- 8 落札方式 最低価格による。